

A F : 介護予防ケアマネジメント

(令和8年6月)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A F	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ	介護予防ケアマネジメントA	事業対象者・要支援1・要支援2	442	1月につき	
A F	1008	介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算	イ	介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算		4単位減算		438
A F	1009	介護予防ケアマネジメントA+業務継続計画未策定減算	イ	介護予防ケアマネジメントA+業務継続計画未策定減算		4単位減算		438
A F	1010	介護予防ケアマネジメントA+虐待防止未実施+業務継続計画未策定	イ	介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算		8単位減算		434
A F	1011	介護予防ケアマネジメントA・初回加算	ロ	初回加算		300		
A F	1012	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算	ハ	委託連携加算		300		
A F	1020	介護予防ケアマネジメントA・介護職員等処遇改善加算1	ニ	介護職員等処遇改善加算 ※所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組合せを記載。4つの中からいずれかを選択。	介護予防ケアマネジメントA(減算を算定する場合を含む)を算定する場合	9	新規	
A F	1021	介護予防ケアマネジメントA・介護職員等処遇改善加算2			介護予防ケアマネジメントA+(減算があり、加算が1つ)算定する場合	15	新規	
A F	1022	介護予防ケアマネジメントA・介護職員等処遇改善加算3			介護予防ケアマネジメントA+(減算が無く、加算が1つ)算定する場合	16	新規	
A F	1023	介護予防ケアマネジメントA・介護職員等処遇改善加算4			介護予防ケアマネジメントA+(減算の有無を問わず、加算が2つ)算定する場合	22	新規	

※灰色は廃止、水色は新設、黄色は変更のあるサービスコードです。

※ニ介護職員等処遇改善加算に係る減算とは、高齢者虐待防止措置未実施減算(コード1008)又は業務継続計画未策定減算(コード1009)を表します。

※ニ介護職員等処遇改善加算に係る加算とは、初回加算(コード1011)及び委託連携加算(コード1012)を表します。